記者発表資料

平成 25 年 10 月 11 日
国　土　交　通　省
山形河川国道事務所

河道内樹木の伐採者を募集します

～河川管理におけるコスト縮減と伐採木の有効活用の取り組み～

山形河川国道事務所では、管理する最上川と須川において、洪水時に流れを阻害したり、河川巡視の妨げとなっている河道内の樹木について、地域住民の方々を対象として一般公募により伐採者を募集します。
伐採した樹木は自家消費を条件として、無償で持ち帰っていただくことにより、伐採費用の縮減と伐採木の有効活用を図ることを目的に実施します。

○伐採募集箇所：別添－１のとおり
２箇所　８０区画程度（１区画約４００㎡程度）
○応　募　資　格：募集地区内及びその近隣に在住の個人、法人、地方自治体とし、伐採木を自家消費される方に限定します。
※営利目的（有償販売や転売等）の方は対象外です。
○伐　採　条　件：
■伐採、小割、積込、運搬の費用は、全て伐採者の負担で行っていただきます。
■作業中の事故やケガについては、河川管理者は一切責任を負いません。
■第三者へ危害を及ぼした場合は、伐採者が賠償責任を負うものとします。
■河川管理施設を損傷した場合は、伐採者が復旧するものとします。
○応募受付期間：平成２５年１０月１５日（火）　～　平成２５年１０月２５日（金）
○伐　採　時　期：平成２５年１１月中旬　～　１２月中旬　※約１ヶ月間を予定
○応　募　方　法：応募用紙に必要事項を明記し、「郵送」、「ＦＡＸ」もしくは「持参」により応募して下さい。なお、募集内容及び応募用紙は、担当出張所を訪れていただくか、山形河川国道事務所ホームページより入手ができます。
※応募多数の場合は、抽選により伐採者を決定します。

山形河川国道事務所ホームページ　http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/

《発表記者会：山形県政記者クラブ》

問い合わせ先	
国土交通省	国土交通省山形河川国道事務所　TEL　０２３－６８８－８９４２ 技術副所長　木村（きむら）　伸一（しんいち）（内線 204） 河川管理課長　田村（たむら）　公仁（きみひと）（内線 331）

別添－１　伐採募集箇所

河川名	左右岸	伐採箇所	募集区画数	問合せ先・申込先
最上川	左岸	長井市五十川　地先 (草岡川付近)	70 区画 (約 28,000 ㎡)	長井出張所 〒993-0002 長井市屋城町 4-39 TEL　0238-88-2310 FAX　0238-84-1142
最上川	右岸	高畠町大字露藤　地先 (天王川付近)	10 区画 (約 4,000 ㎡)	南陽出張所 〒999-2232 南陽市三間通 14 TEL　0238-43-2011 FAX　0238-43-2411

公募伐採箇所

○長井市五十川　地先

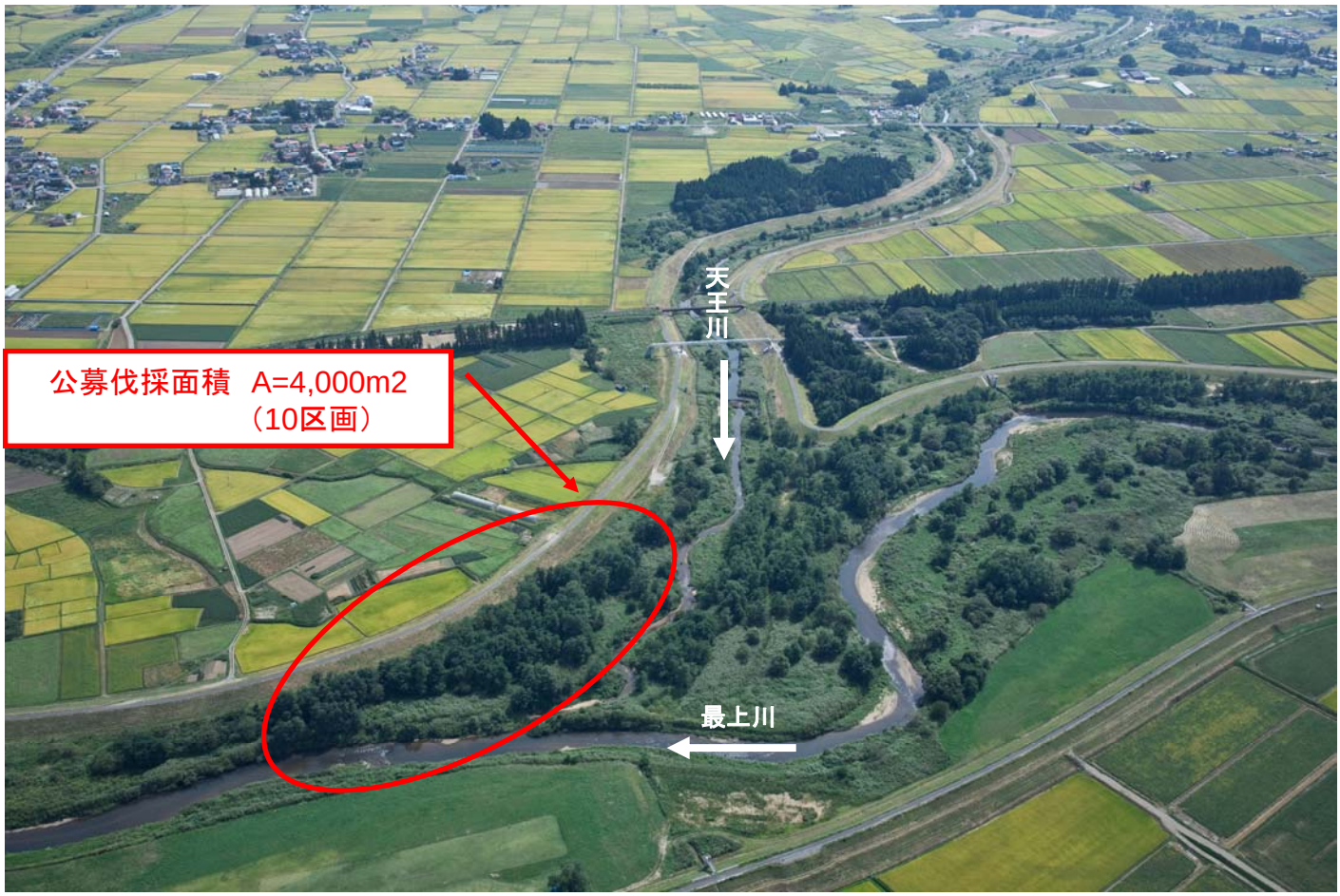






公募伐採箇所

○高畠町大字露藤　地先







公募伐採要領
河道区域内の樹木伐採の希望者を公募します。
（伐採樹木は無償でお持ち帰りいただけます。）

１．目的

河川区域内の樹木は、洪水時に流れを阻害したり、倒れて流出し、橋梁、堰等に引っかかり洪水をせき上げるなど、治水上の問題となる恐れがあります。また、河川巡視時に視界を遮り、ゴミの不法投棄の発見が遅れるなど、監視の妨げとなることもあります。

一方、樹木がある河川環境や景観も地域の財産の一つとなっており、それら環境や景観と河川管理を共存させていく必要があります。

このため、計画的に河川区域内の樹木の伐採等の管理を実施しておりますが、多くの費用を要するため、全てを対処するまでには至っていない状況です。

また、近年ハリエンジュ（ニセアカシア）のように繁殖力の強い外来種の繁茂がみられ、十分に処理ができていないのが実態です。

そこで、河川区域内の樹木について、公募により希望者に伐採していただき、その伐採木を無償で持ち帰っていただくことにより、伐採費用の縮減と伐採木の有効利用を図っていくものです。

２．募集概要

①募集内容

・応募箇所は、１人１区画を基本とし、区画の指定はできません。
・応募多数の場合は抽選により決定します。（ただし、公共機関（官公庁・小中学校・幼稚園等の公益のある機関）については優先的に当選者とします。）

②募集資格

・応募資格は、募集地先及びその近隣に在住若しくは勤務先のある個人、法人、地方自治体とし、伐採木の使用用途は自家消費される方に限定します。

③伐採条件

・伐採、搬出の費用は、全て伐採を認められた応募者の負担とし、伐採した樹木は無償で持ち帰ることができます。
・第三者へ危害を及ぼした場合は、伐採者が賠償責任を負います。
・伐採木の運搬は、軽トラック、普通車程度とし、大型車での運搬はご遠慮下さい。
・伐採作業は、平成２５年１１月中旬～平成２５年１２月中旬頃の予定です。
・作業時間は９時から１６時を基本とします。
・伐採する際の除雪は伐採者が行うものとします。

３．募集要領

１）公募箇所

①　応募区画数は、一人あたり１区画を基本とします。
②　公募箇所は、位置図に示す箇所を予定しております。なお、現地の状況により変更する場合もあります。

③　樹種、樹木の太さ及び樹高は、区画毎により異なりますが、伐採区画を指定することはできません。

④　伐採箇所までの運搬路の関係から運搬車両は軽トラック程度とします。

⑤　伐採木の放射性セシウム測定結果及び利用制限

伐採木の放射性セシウム測定結果　※１は次のとおり。

・長井市五十川地先　　：不検出

・高畠町大字露藤地先　　：６．０ベクレル／ｋｇ

調理用加熱用薪、きのこ原木、ほだ木として利用が可能です。なお、菌床用培地※２、調理用加熱用の木炭※３としては利用できません。

※１　放射性セシウム濃度は乾燥量の最大値（セシウム 134 とセシウム 137 の合計値）

（指標値）調理用加熱用薪　４０ベクレル／ｋｇ

きのこ原木・ほだ木　５０ベクレル／ｋｇ

（指標値根拠）「調理用加熱用の薪及び木炭の当面の指標値の設定について（H23.11.2 付け林野庁林政部経営課長等通知）」及び「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定についての一部改正について（H24.8.30 付け林野庁林政部経営課長等通知）」

※２　※３　菌床用培地、調理用加熱用の木炭として利用する場合の検査を実施していなく、安全性が確認できないため利用を制限しています。

⑥　公募箇所は以下のとおりです。

【住所及び面積等】

・住　　所：長井市五十川地先

・伐採面積：１区画あたり４００㎡程度の面積

７０区画を予定しています。

・現地に関する問い合わせ先：

長井出張所

〒９９３－０００２　長井市屋城町４－３９

ＴＥＬ：０２３８－８８－２３１０　ＦＡＸ：０２３８－８４－１１４２

【住所及び面積等】

・住　　所：高畠町大字露藤地先

・伐採面積：１区画あたり４００㎡程度の面積

１０区画を予定しています。

・現地に関する問い合わせ先：

南陽出張所

〒９９９－２２３２　南陽市三間通１４

ＴＥＬ：０２３８－４３－２０１１　ＦＡＸ：０２３８－４３－２４１１

２）応募資格

①　募集地先及びその近隣に在住若しくは勤務先のある個人、法人、地方自治体などとします。

②　伐採木の使用用途として、自家消費される方に限定します。

③　形状、加工を問わず、第三者へ有償若しくは販売促進等で無償配付することを目的とした応募は対象外となります。

３）伐採資格者の決定方法

公共機関または公益的事業を実施する団体等を優先します。それ以外の応募者については、後日抽選を行い、区画の割り当てを含めて公平に決定し、速やかに伐採資格者に通知します。抽選結果に対する不服申し立ては認められません。

なお、当選及び落選の通知は郵便で行います。

４）伐採条件

伐採箇所においては､下記の条件及び別紙承認申請書の条件に従い実施して下さい。

①　実施内容、費用等の負担

伐採、搬出に要する費用及び労力は、全て伐採を認められた応募者（以下､「伐採資格者」という）の負担とします。

伐採した樹木は持ち帰っていただきます。なお、小枝の処理は持ち帰りを原則としますが、伐採資格者が持ち帰りを希望しない場合は、事前に指示する区画内の１箇所に集積をお願いします。

②　第三者への危害の防止及び賠償責任

伐採作業に伴い、堤防天端道路等の河川利用者、民地所有者、占用者及び他区画の伐採資格者等へ危害を及ぼさないよう安全な方法で実施するものとし、万一、第三者へ危害を及ぼしたときは、伐採者が賠償責任を負うものとします。

なお、事故及び第三者に危害を及ぼした場合、苦情等を受けた場合は速やかに、出張所に申し出て下さい。

③　伐採時期

公募期間終了後､速やかに伐採資格者を選定し通知いたしますので､「河川敷地内の樹木伐採にかかる承認申請書」が承認され次第、伐採が可能となります。

伐採作業は所要の手続等が完了後、各自の区画について約１ヶ月程度の期間で実施して下さい。具体的な日程等は、許可書をお渡しする際に各区画を管理する担当出張所と協議（打ち合わせ）をお願いします。

④　作業実施時間

伐採作業は９時から１６時若しくは日没までとします。なお、土日祝日の作業については、出張所あて前日までに作業予定表を提出することにより可能とします。

⑤　伐採木にあたっての留意事項

伐採区画内の樹種にハリエンジュ（ニセアカシヤ）が含まれている場合には、ハリエンジュが外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）で「要注意外来生物」に指定されており、環境省から適切な取り扱いの協力を求められていることから、燃焼やチップ化など分布拡大のない使用目的に限定させていただきます。

５）応募方法

別紙応募用紙に必要事項を記載し、郵送、ＦＡＸ、持参のいずれかの方法により提出して下さい。なお、応募用紙の入手方法は、出張所を訪れていただくか、ホームページから印刷して下さい。

①　受付期間

平成２５年１０月１５日（火）～平成２５年１０月２５日（金）とし、持参する場合は、９時～１７時までとします。

②　提出先

下記のいずれかに提出して下さい。

・長井出張所

〒９９３－０００２　長井市屋城町４－３９

ＴＥＬ：０２３８－８８－２３１０　ＦＡＸ：０２３８－８４－１１４２

・南陽出張所

〒９９９－２２３２　南陽市三間通１４

ＴＥＬ：０２３８－４３－２０１１　ＦＡＸ：０２３８－４３－２４１１

６）その他

①　「承認申請書」は河川敷での伐採を行うにあたり、河川法上必要な手続きとなりますのでご了承願います。

②　応募者は、やむを得ない事由が発生した場合は、いつでも取り下げの申し出が可能です。

③　河川管理上好ましくない行為があった場合には、承認を取り消し、場合によっては原状回復等の措置を求めることがあります。

④　公募後に生じた事情により、公募手続きの進行状況の如何に関わらず手続きを中途で取り止める場合があります。この場合はご了承願います。

応募用紙

平成　　年　　月　　日

東北地方整備局
　山形河川国道事務所

応募者
　住所〒
　氏名　　印

　平成２５年１０月〇〇日付けで公募されました、河川区域内の樹木伐採について下記のとおり応募します。

記

１．応募箇所　地先　　※希望地先を記載

２．伐採木の使用目的

３．応募者の連絡先
　　電話番号（携帯可）：
　　ＦＡＸ：